

長野県告示第35号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関から所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

診療所

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
安藤クリニック	佐久市白田1114-6	佐久市白田1114-6	佐久市取出町176-5	平成20年9月1日

地域福祉課

長野県告示第36号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
こころ訪問介護事業所	長野県飯田市松尾上溝6301番地1	平成21年1月16日

2 指定介護予防サービス事業者

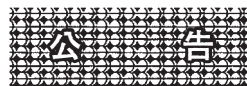
(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
こころ訪問介護事業所	長野県飯田市松尾上溝6301番地1	平成21年1月16日

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
第三宅老所のぞみ	長野県長野市信更町水ノ田3192番地1	平成21年1月16日

長寿福祉課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年12月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人山の遊び舎はらぺこ

3 代表者の氏名

細田直哉

4 主たる事務所の所在地

伊那市東春近3660番地

5 定款に記載された目的

この法人は、主に子どもに対して、保育に関する事業を行い、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成21年1月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人健康を考える会

3 代表者の氏名

浦山和夫

4 主たる事務所の所在地

長野市大字風間1478番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般住民に対して、生活習慣病の予防教育や啓発活動に関する事業を行い、よって健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年1月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日

平成21年1月13日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者サポートクラブゆめ

- 3 代表者の氏名

岸 本 利 之

- 4 主たる事務所の所在地

須坂市望岳台10番地の9

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者と高齢者、そしてその人たちに係わる人達及び地域の人達に対し、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、研修会、講習会、広報活動等を実施し、生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

長野県公債を定時償還するため、次のとおり抽せんします。

平成21年1月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 銘柄、償還額及び償還期日

銘 柄	償 還 額	償 還 期 日
平成11年度第2回公債	千円 300,000	平成21年3月25日

- 2 抽せん期日 平成21年2月6日(金) 午前10時

- 3 抽せん場所 長野市大字中御所字岡田178番地8
株式会社八十二銀行

- 4 抽せん方法 コンピュータ使用によるせん数抽せん

財 政 課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年1月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平安堂・高木酒店・サンタの創庫・ダイソー
駒ヶ根市赤穂1467外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

イオン 株式会社

千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 3 廃止前の店舗面積の合計

2,440平方メートル

- 4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

- 5 廃止した日

平成20年2月28日

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年1月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸子プラッツ

上田市上丸子331-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

昭和建物 株式会社

長野市大字高田中村259-2

株式会社 泉万

上田市緑が丘3-23-11

- 3 廃止前の店舗面積の合計

1,887平方メートル

- 4 廃止後の店舗面積の合計

295平方メートル

- 5 廃止した日

平成20年12月1日

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年1月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 ヒライデ

塩尻市大門五番町12-41

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社 ヒライデ

塩尻市大門五番町12-41

- 3 廃止前の店舗面積の合計

1,887平方メートル

- 4 廃止後の店舗面積の合計

999平方メートル

- 5 廃止した日

平成20年12月19日

産業政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業 3・2・43号内環状南線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
松本建設事務所（松本市大字島立1020）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
平成11年建設省告示第1836号及び平成18年関東地方整備局告示第162号の事業地のうち、長野県松本市本庄一丁目、深志一丁目及び中条地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
平成11年建設省告示第1836号及び平成18年関東地方整備局告示第162号の事業地に長野県松本市井川城一丁目を加え、深志一丁目及び中条地内において事業地を変更する。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画地区計画 寿小赤地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画地域地区（用途地域）
- 2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画地域地区（準防火地域）
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年1月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
須坂都市計画道路 3・5・6号八町線
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び須坂市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年 1月22日

長野県長野地方事務所長 轟 好 人

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品及び数量
別表のとおり
- (2) 物品の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成21年 4月1日から平成26年 3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
長野県長野市中御所岡田98-1
長野県長野保健所（3階検査課）
- (5) 入札方法
別表の借入物品ごとに入札に付し、それぞれの1か月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付されている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品は県内に本店又は営業所を有する販売店から購入し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野県長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野地方事務所 環境課
電話 026 (234) 9590

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 別表のとおり
イ 場所 長野県長野保健所 102号会議室（地下1階）
- (3) 郵送入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(別表)

借入をする物品	数量	入札及び開札の日時
ガスクロマトグラフ質量分析計	一式	平成21年2月5日(木) 午後2時
ICP発光分光分析装置	一式	平成21年2月5日(木) 午後2時15分

水大気環境課

公告

三峯川沿岸土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成21年 1月22日

長野県上伊那地方事務所長 宮 坂 正 巳

監 事

新 任

氏 名 住 所
諸 田 隆 男 伊那市美篤2394番地

退 任

氏 名 住 所
山 岸 一 誠 伊那市美篤3862番地1

農地整備課